

令和8年度 GX推進再エネ導入支援事業
(再エネ設備等導入効果測定・フィードバック事業) 業務委託 プロポーザル実施要領

鹿児島県（以下「本県」という。）では、（以下「本業務」という。）令和8年度 GX推進再エネ導入支援事業（再エネ設備等導入効果測定・フィードバック事業）業務委託の実施にあたり、民間の保有する知識と経験、技術力により、効率的かつ的確な実態調査を行い、実効的な事業展開策を検討するため、本業務において最も適した委託予定事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」を採用するものである。

1 実施要領の定義

本実施要領（以下「本要領」という。）は、本事業を実施する委託予定事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、本プロポーザルへの参加要件のほか、技術提案に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続き等を定めるものである。

2 業務の名称

令和8年度 GX推進再エネ導入支援事業（再エネ設備等導入効果測定・フィードバック事業）業務委託

3 業務の目的

国は令和5年2月のGX実現に向けた基本方針において、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXを掲げており、GXは本県の事業者にも大きな影響を及ぼすと考えられることから、脱炭素に向けた取組や経営に与える効果についての分析・理解促進を行うことで、再生可能エネルギー等の設備投資を促進し、GXの基盤整備を図ることを目的とする。

4 業務の内容

- (1) 委託業務の内容
仕様書のとおり
- (2) 履行期限
令和9年3月12日（金）
- (3) 委託料
業務を行うために必要な全ての経費とし、3,632千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

5 応募参加資格

本委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる事業者であり、次の要件すべてを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する要件に該当しないこと。
- (2) 参加表明書類の提出時点において、会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に準じた更生手続開始の申立て、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に準じた再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 参加表明書類の提出時点において、現に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年 3 月 28 日告示第 416 号）に基づく鹿児島県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年 9 月 27 日制定）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。

6 スケジュール（予定）

項 目	日 程
① 公告(実施要領等の公表)	令和 8 年 4 月 6 日(月)～ 令和 8 年 5 月 11 日(月)
② 質問の受付	令和 8 年 4 月 6 日(月)～ 令和 8 年 4 月 13 日(月) 午後 5 時
③ 応募書類の受付	
※ <u>参加表明書類</u> の受付	令和 8 年 4 月 6 日(月)～ 令和 8 年 4 月 30 日(木) 午後 5 時
※ <u>企画提案書類</u> の受付	令和 8 年 4 月 6 日(月)～ 令和 8 年 5 月 11 日(月) 午後 5 時
④ 応募書類の内容確認・審査	令和 8 年 5 月中旬頃
⑤ 最優秀提案者の決定	令和 8 年 5 月中旬 ～ 下旬頃（予定）

※ 書類の提出はすべて、午後 5 時必着とする。

※ 応募書類のうち、参加資格審査に係る参加表明書類は、令和 8 年 4 月 30 日(木)午後 5 時が提出期限となるため留意すること。

7 応募に必要な資料

- (1) 応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付する。

① 交付期間	令和 8 年 4 月 6 日(月)～ 令和 8 年 5 月 11 日(月) (土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)
② 交付資料	ア 令和 8 年度 GX 推進再エネ導入支援事業(再エネ設備等導入効果測定・フィードバック事業)業務委託実施要領 イ 令和 8 年度 GX 推進再エネ導入支援事業(再エネ設備等導入効果測定・フィードバック事業)業務委託仕様書 ウ 応募様式(別紙様式 1～6)
③ 交付方法	鹿児島県のホームページに掲載しているデータのダウンロードによる。

	(URL) https://www.pref.kagoshima.jp/ac10/gx/8koukasokuteizigyou.html
--	--

(2) 参加表明書類の提出

企画提案に参加する者は、次により事前に参加表明書類を提出するものとする。

① 提出期限	令和8年4月30日(木)午後5時(必着)
② 提出方法	提出書類一式をPDFにまとめ、下記メールアドレスに電子媒体で送信すること。 ※電子メール送信後、電話により受信の確認を行うこと。
③ 提出先	鹿児島県 商工労働水産部 エネルギー対策課 エネルギー企画係(県庁10階) 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 電話:099-286-2727(直通) E-mail:ene-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp
④ 提出書類	ア 参加表明書(別紙様式2) イ 参加資格確認申請書(別紙様式3) ウ 県税の納税証明書 発行から3箇月以内のもので、現に県税の滞納がないことを証明するもの(県内に事業所を持たない事業者は提出不要)

(3) 企画提案書類の提出

企画提案に参加する者は、次により提案審査書類を提出するものとする。

① 提出期限	令和8年5月11日(月)午後5時(必着)
② 提出方法	企画提案書の提出・受付は電子データで行う。手順は以下のとおり。 ア 参加者は、(2)参加表明書類の提出後、エネルギー対策課から送付された提出書類データアップロード用URLに応募提出書類一式をPDFにまとめてアップロードする。 イ アップロード後、電話により受信の確認を行う。
③ 提出先	鹿児島県 商工労働水産部 エネルギー対策課 エネルギー企画係(県庁10階) 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号 電話:099-286-2727(直通) E-mail: ene-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp
④ 提出書類	ア 企画提案書(別紙様式4) イ 法人等調書(別紙様式5) ウ 実務実績調書(別紙様式6) オ 企画提案書(様式任意) 事業実施計画(スケジュール、測定方法、調査項目、測定先、事例紹介を行う講演会)を示すこと。企画書の企画はA4版又はA3版の折込みとする。

	<p>カ 実施体制（様式任意） 当業務を実施するに当たっての人的体制（責任者及び担当者の氏名、役職、経験年数、業務分担内容等）を示すこと。</p> <p>キ 経費積算書（様式任意） 経費の総額及び内訳がわかるものとする。</p>
--	--

(4) 企画提案書類の作成及び記載上の留意事項

「別表1（各様式の記載上の留意事項）」により作成すること。なお、文字サイズについては原則 10.5 ポイント以上とする。

(5) その他

ア 提出された応募書類について、県から内容に関する質問及び補正を命じることがある。

イ 提出後における企画提案書類の撤回、内容の修正又は再提出は認めない。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

8 質問及び回答

本業務に関する質問については、原則として「令和8年度 GX推進再エネ導入支援事業（再エネ設備等導入効果測定・フィードバック事業）業務委託プロポーザルに係る質問書」（別紙様式1）を提出するものとする。なお、電話や口頭での質問は受付けない。

(1) 提出先等

ア 提出期限 令和8年4月13日（月）午後5時必着

イ 提出先 鹿児島県商工労働水産部 エネルギー対策課
エネルギー企画係（県庁10階）
電話：099-286-2727（直通）

E-mail：ene-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp

ウ 提出方法 電子メール

（電子メール送信後、電話により受信の確認を行うこと。）

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、質問者の事業者名は公表しない。

ア 回答方法 鹿児島県のホームページ
(URL)

<https://www.pref.kagoshima.jp//ac10/gx/8koukasokuteizigyou.html>

に随時掲載する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

9 委託予定事業者の選定

(1) 選定方法

委託予定事業者は、鹿児島県が別途設置する業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する。

提出された企画提案書類について、必要に応じてプレゼンテーションを求めることがある。この場合、応募者に、その日時及び場所を別途連絡する。

なお、参加事業者が1社の場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 審査基準

提出書類等の内容を基に、選定委員会が別表1により審査し、本業務委託契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に対して書面で通知する。

10 委託予定事業者の選定結果の通知

(1) 契約の締結

委託予定事業者と企画提案書類をもとに協議し、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書類の内容・経費を一部変更する場合がある。

(2) 契約書・契約保証金等

鹿児島県契約規則（昭和50年3月24日規則第23号）ほか関係法令等の定めるところによる。

(3) 契約締結の取消し

次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

ア 委託予定事業者が、契約の締結に応じないとき。

イ 委託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実にないおそれがあるとき。

ウ 契約締結までに、本要領5に定める要件を満たさなくなったとき。

エ その他、委託予定事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能又は不適当となるような事情が生じたとき。

11 公正な公募の確保

(1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、又は取りやめることができる。

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書類は、本業務における委託予定事業者の選定以外の目的で使用しない。
- (3) プロポーザルに係る一切の費用については、応募者の負担とする。なお、提出された応募書類は返却しない。
- (4) 応募書類の提出期限以降の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (6) 企画提案書類の提出以降、契約締結までの間にこの手続に参加した者が鹿児島県が定める物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年 3 月 28 日告示第 416 号）に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約の締結をしないことがある。この場合において、鹿児島県は一切の損害賠償を負わない。
- (7) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (8) 選定の過程や審査結果については、鹿児島県情報公開条例(平成 12 年条例第 113 号)に基づき対応する。

13 応募先及び問合せ先

- (1) 名称 鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 エネルギー企画係
- (2) 所在地 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- (3) 連絡先 電話：099-286-2727（直通）
（土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
E-mail：ene-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp

(別表1)

企画提案審査基準

評価項目	評価基準内容	配点
事業の内容、目的に沿った企画案であること	調査項目、調査先、フィードバック方法が事業目的及び趣旨に沿って組み立てられているか	10点
	効果測定・フィードバックにより、県内事業者の再エネ設備等導入につながる内容となっているか	10点
実施体制などを含めて、事業遂行が確実なものであること	企画内容、スケジュール等からみて適切な実施が可能か	5点
	人的体制等の実施体制は、企画内容の遂行に十分なものであるか	5点
	平成26年4月1日以降の同種業務の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が3件以上 ① 同種業務の実績が2件 ③同種業務の実績が1件	①5点 ②4点 ③3点
必要経費などが適切に計上されていること	各経費の内容は、使途が明確で事業内容に対して適切であるか	5点
総合的な評価	企画全体を通じた総合的な評価	10点
合計		50点